

令和8年1月 定例総会議事録

日 時 令和8年1月30日（金） 午前9時30分～午11時00分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

欠席：大山竹子委員

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵上 憲明	22	井野 実	23	高岩昭市
24	下村 勲	25	指宿 浩利	26	前田 次雄	27	丸尾義盛
28	池田 幸一	29	牟田 奈穂美	30	井口 紀男	31	山下市郎
32	大山 則夫	33	荻野 忠義	34	大久津和幸	35	新竹正男
36	武田 善昭	37	福本 正三	38	園田 友弘		

欠席：高岩昭市委員

事務局

事務局長	村岡浩二	主幹	藤崎浩一	主幹	山中 猛	主査	橋谷理己
------	------	----	------	----	------	----	------

議 題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）

議案第3号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について

議案第5号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第6号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 1 月の行事実績及び 2 月の行事予定をお伝えします。

(1 月の行事実績及び 2 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 8 年 1 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 1 号の 3 件、議案が第 1 号から第 6 号の 51 件、合計 54 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 3 番棚橋委員、8 番高田委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。

(報告第 1 号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について。
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第1号1番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 今月の農地法3条・農地利用集積等促進計画の事前審査を第4小委員会に付託されましたので、1月20日に審査会を会長同席のもと実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可です。

1番、申請地を購入し規模拡大を図る。10aあたり614,754円です。

2番、申請地を購入し規模拡大を図る。10aあたり11,857円です。単価が安いですが、処分したいとのことでこの金額になりました。

3番、申請地を購入し規模拡大を図る。10aあたり519,931円です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第2号1番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 小林地区は計 20 件、田 32,649 m²、畑 58,501.18 m²、計 91,150.18 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の農地利用集積等促進計画、非農地証明願いの事前審査を第6小委員会に付託されましたので、1月20日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

野尻地区は計9件、田29,418 m²、畑88,728 m²、計118,146 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画について、貸借権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とし

ます。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第3号1番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 1番、支援事業、即売です。単価 180,412 円です。
2番、支援事業、即売です。単価 210,000 円です。
3番、支援事業、即売です。単価 200,000 円です。
4番、支援事業、即売です。単価 450,000 円です。
5番、支援事業、即売です。単価 475,000 円です。
6番、支援事業、即売です。単価 92,421 円です。
7番、支援事業、即売です。単価 172,612 円です。
8番、支援事業、即売です。単価 220,084 円です。
9番、支援事業、即売です。単価 207,125 円です。
10番、支援事業、分割です。単価 324,000 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

3番 11番、支援事業、即売です。単価 149,915 円です。
12番、支援事業、即売です。単価 90,539 円です。
13番、支援事業、即売です。単価 298,508 円です。
14番、支援事業、即売です。単価 299,839 円です。
15番、支援事業、即売です。単価 149,499 円です。
16番、支援事業、即売です。単価 299,670 円です。
17番、支援事業、即売です。単価 299,358 円です。

審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい 8 番

8 番 10 番の分割は何回ですか。

(事務局挙手)

議長 はい事務局

事務局 購入予定の方が購入できなくなり、今回の新たな購入者となりました。今回の購入者の支払いは一括の 1 回です。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 4 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 4 条、5 条・非農地証明の事前審査を第 5 小委員会に付託されました。
1 月 21 日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてです。
1 番、ケヤキを植えるということで山林です。面積が 4 反あり畑と畑の間ですの
で、委員会としては不許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい 8 番

8 番 場所はどこですか。

(14 番挙手)

議長 はい 14 番

14 番 永久津小学校から 500m ほどの場所です。申請人は農業を止めたのですが、農地
は貸さない、売らないという事です。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について、不許可相当とい
う意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので不許可相当と意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達
についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による所有権移転設定許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第5号1番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 農地法第5条の規定による所有権移転設定許可申請についてです。
1番、堆肥舎、攪拌機舎の建設です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい8番

8番 今までの堆肥舎では、周りに堆肥の匂いがしていたのですが。

(事務局挙手)

議長 はい事務局。

事務局 堆肥舎の増設と攪拌機で堆肥化の促進が図られるため、匂いは今までより抑えられると思います。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第5号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について意見書を

付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第6号、非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第6号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第6号1番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案6号、非農地証明願い承認について。
1番、東方地頭淵です。山林です。
2番、北西方横峰迫です。山林です。
3番、東方谷之木です。山林です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 野尻区分です。
4番、野尻町紙屋鳩平、内神田です。原野です。
5番、野尻町紙屋小丸です。原野です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 6 号、非農地証明願い承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので承認することに決定いたします。

以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和8年1月30日定例総会

議事録署名

_____ ㊞

_____ ㊞